

千葉県水道局中期経営計画進行管理方針

〔平成 23 年度内部評価（総括評価）〕

1 趣旨

本方針は、「千葉県水道局中期経営計画（平成18年2月策定）」（以下「計画」という。）に基づき実施した施策・事業（以下「施策等」という。）について、計画の期間満了を受けて、その実績等の総括的な評価を行おうとするものであり、施策等の内容と実績等の評価結果を分かりやすく公表することにより、お客様への説明責任を果たし、お客様の水道に対する理解や協力を深めることにつなげることを目的とする。

なお、本方針は、計画に定める実施機関及び内部評価機関による「内部評価」と、第三者評価機関による「外部評価」により実施されるものであるが、ここでは内部評価の進行管理方針について定めるものとする。

2 進行管理体制

総括評価における進行管理は、下記の評価体制により行うものとする。

（1）内部評価

実施機関は施策等の担当課とし、施策等の実施状況の把握及び実績等の自己評価を行う。

内部評価機関は政策調整会議とし、実施機関による自己評価を踏まえた施策等の実績等の評価を行う。

（2）外部評価

第三者評価機関は、学識経験者、ライフライン、消費者代表及び大口需要者等の有識者により構成された評価機関（以下「外部評価委員会」という。）とし、内部評価結果の評価を行う。

3 評価対象

原則として、計画の基本目標を達成するため、主要施策のもとに実施する重点推進事業を対象とする。

4 評価区分

評価は、これまで各年度における施策等実績を評価した「施策評価」を含め、5か年間の実績等を「総括評価」として総括的に評価する。

このため、平成22年度実施分の施策評価は行わないものとする。

5 評価項目と評価の視点

評価に当たっては、施策への「5か年間の取組」、「達成状況」、「成果」及びこれらを踏まえた「今後の進め方」を評価項目として設定する。

各評価項目に応じた評価の視点を下表のとおり設定する。

評価項目	評価の視点
5か年間の取組	上位の施策・目標に適合しているか
達成状況	進捗状況はどうか
成果	効率的に進め成果が得られているか
今後の進め方	今後の進め方（事業の方向性）はどうか

6 評点

総括評価における内部評価の評点は、以下のとおりとする。

(1) 5か年間の取組

- a：適合している
- b：十分とはいえない

(2) 達成状況

数値目標があるもの

- a：達成している（当初予定の100%以上）
- b：概ね達成している（当初予定の80%以上100%未満）
- c：達成していないが進展している（当初予定の50%以上80%未満）
- d：進展していない（当初予定の50%未満）

数値目標がないもの

- a：達成している
- b：概ね達成している
- c：達成していないが進展している
- d：進展していない

なお、評価の判定は、 の区分を一応の目安として行う。

(3) 成果

数値目標があるもの

- a：成果が出ている（当初予定の100%以上）
- b：概ね成果が出ている（当初予定の80%以上100%未満）
- c：成果が小さい（当初予定の50%以上80%未満）
- d：成果が出ていない（当初予定の50%未満）

数値目標がないもの

- a：成果が出ている
- b：概ね成果が出ている
- c：成果が小さい
- d：成果が出ていない

なお、評価の判定は、 の区分を一応の目安として行う。

- (4) 今後の進め方
 - a : 計画どおり継続 (維持)
 - b : 事業を拡大し継続
 - c : 事業を縮小し継続
 - d : 事業休止または廃止
 - e : その他

7 総括評価の作業

- (1) 各施策・事業の実績等の把握と評価
 - 各施策等の担当課は 5 か年間の実績等について総括的に評価を行い、別紙様式 - 1 「総括評価調書」を作成する。
- (2) 総括評価調書 (基本目標別) の作成
 - 総務企画課は、(1) に基づき内部評価機関において行われた評価結果を踏まえ、計画に定める基本目標別に別紙様式 - 2 「総括評価調書 (基本目標別) 」を作成する。

8 所掌事務

- (1) 実施機関 (事業担当課)
 - 評価作業等
 - 各施策等の 5 か年間の実績等の評価
 - 「総括評価調書」(別紙様式 - 1) の作成
 - 外部評価委員会説明資料の作成
- (2) 事務局 (総務企画課)
 - 進行管理の庶務
 - 評価結果の取りまとめ等
 - 「総括評価調書 (基本目標別) 」(別紙様式 - 2) 等の作成
 - 総括評価報告書の作成
 - 評価結果の公表資料等の作成
- (3) 内部評価機関 (政策調整会議)
 - 目標・指標の確定
 - 事務局で取りまとめた各評価調書等を踏まえた評価
 - 施策等の継続・見直し・休止または廃止の方向性の判断

9 各作業の実施予定期間

作業項目	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月	
	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下
担当課における施策評価調書の作成 (5か年間の実施状況の把握・自己評価)																								
担当課作成の施策評価調書に対するヒアリング																								
総務企画課(政策室)による施策評価調書 (基本目標別)の作成																								
政策調整会議(内部評価機関)による評価及び 評価結果まとめ																								
外部評価委員会開催 (外部評価の実施(2回程度開催))																								
外部評価を踏まえた局内の方針決定																								
外部評価委員会開催 (評価最終確認)																								
評価結果の公表																								

10 評価結果の活用

評価結果については、公表するとともに、予算編成や計画の見直しなどにおいて、積極的に活用する。

11 平成21年度までに完了した事業について

平成21年度までに完了した事業についても、評価調書(別紙様式-1)を作成する。